

浄化槽維持管理費補助金制度の改正について

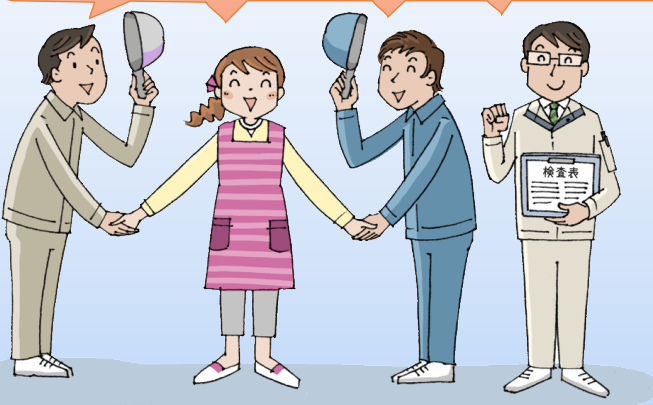
浄化槽維持管理費補助金制度を見直し、交付要綱を改正しますので報告いたします。

1 背景・目的

2019年6月に浄化槽法が改正され、2020年4月1日から施行されます。

この度の法改正により、浄化槽の適正な維持管理をより一層推進することが求められているため、補助制度を見直し、適正な維持管理の実施を促進していくことを目的とし、浄化槽維持管理費補助制度を改正します。



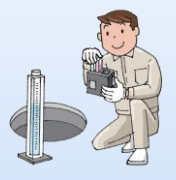
正しく管理して、きれいな水を流しましょう。



保守点検

清掃

法定検査

年3～4回

年1回以上

年1回

町田市では、
浄化槽維持管理費補助金制度や啓発活動を通じ、
浄化槽管理者の三大義務（保守点検・清掃・法定検査）
の実施を促進しています。

保守点検業者

浄化槽管理者

清掃業者

法定検査機関

2 改正概要

浄化槽維持管理費補助金制度の対象浄化槽について、届出浄化槽・未届浄化槽の区分を廃し、浄化槽の処理方式に応じた補助金額とします。

〔理由：未届浄化槽の補助金額を届出浄化槽と同額とすることで、適正な維持管理をより一層推進していくため〕

※浄化槽の区分

届出浄化槽	設置時に、浄化槽法に規定された設置届等の手続きを経て設置された浄化槽
未届浄化槽	設置届等の手続きが無く設置された浄化槽（無届浄化槽）の内、浄化槽維持管理費補助金制度の対象として承認された浄化槽

■浄化槽維持管理費補助金制度概要

補助要件 【改正なし】	補助年度（4/1～3/31）内に浄化槽の保守点検・清掃・法定検査のすべてについて法定回数を実施すること				
補助対象地域 【改正なし】	公共下水道の未供用区域及び前年度に公共下水道の供用が開始された区域				
補助金額 【上限金額について改正】	補助対象経費（保守点検費用＋清掃費用＋法定検査料）の1/2の額。ただし、浄化槽の種類により上限金額の設定有。				
	<改正前>		<改正後>		
	届出 浄化槽	合併処理 浄化槽	20,000円	合併処理 浄化槽	20,000円
		単独処理 浄化槽	15,000円		
	未届浄化槽		10,000円		

3 スケジュール

- 2020年4月1日 浄化槽維持管理費補助金交付要綱の改正を施行
- 2020年5月下旬 補助金対象者へ申請書および手続き案内を送付
- 2021年3月31日 補助金交付申請書提出期限（当日消印有効）
- 2021年5月完了 交付対象者への補助金の振込を完了する

4 今後の取組み

浄化槽台帳整備の過程において、無届浄化槽を把握した場合には設置届出の徴収に努めるとともに、行政の職務権限で浄化槽に関する情報を可能な範囲で収集し、無届浄化槽であることがわかるようにしたうえで浄化槽台帳に記載すること。

——改正浄化槽法の施行に向けた対応方針について（環境省）より

法改正で浄化槽台帳が規定され、詳細な浄化槽台帳の整備が求められています。

町田市では、先行して詳細な浄化槽台帳を整備し、その情報を活用した浄化槽行政を行ってきました。しかし、無届浄化槽については情報が乏しく、適正な維持管理の啓発などを行えない状況にありました。今後は、無届浄化槽に対しても適正な維持管理の実施を推進するため、以下のとおり取り組んでいきます。

- 無届浄化槽についても浄化槽台帳に記載し、適正な維持管理を推進していきます。
- 無届浄化槽の管理者に浄化槽設置届の提出を求めるなど、詳細な情報の取得に努めます。
- 維持管理費補助金制度の対象となる無届浄化槽の管理者には、制度の案内を行い、適正な維持管理の推進に努めます。